

令和7年3月26日 作成

令和7年度「水質検査計画」について

沼津市宮本5-2

社会福祉法人あしたか太陽の丘専用水道

## 目 次

1. 基本方針
  - ① 検査地点
  - ② 検査項目
  - ③ 検査頻度
2. 水道事業の概要
  - ① 事業体の名称
  - ② 主な給水区域
  - ③ 計画目標年度
  - ④ 計画給水人口
  - ⑤ 計画1日最大給水量
  - ⑥ 主な水源の名称
  - ⑦ 主な浄水場の名称及び浄水処理方法
  - ⑧ その他
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
  - ① 水源の状況（汚染源の把握）
  - ② 水質管理上注目すべき項目
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
  - ① 水質基準項目
  - ② 水質管理目標設定項目
  - ③ 原水
  - ④ その他
5. 水質検査方法（自己、委託の区分）
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法
8. 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備
9. 水質検査における精度管理及び信頼性保証
10. 緊急連絡先

## 1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓と水源とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、水質管理目標設定項目、水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 検査頻度は過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

## 2. 水道事業の概要

- (1) 事業体の名称：社会福祉法人あしたか太陽の丘専用水道
- (2) 主な給水区域：社会福祉法人あしたか太陽の丘内
- (3) 給水人口：400人
- (4) 計画1日最大給水量：285立方メートル(最大給水月の1日平均値)
- (5) 水源の名称及び種別：深井戸(150M)
- (6) 主な浄水場の名称及び浄水方法：塩素消毒のみ

## 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

### (1) 水源の状況(汚染源の把握)

深井戸であり、年1回の全項目水質検査(51項目)、年3回の省略項目水質検査(22項目)及び年8回の省略項目水質検査(9項目)において、水質基準を充たしており、安全で良質な水であるといえる。

### (2) 水質管理上注目すべき項目

浄水方法が塩素消毒のみであり、消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、消毒副生物等について注意する必要がある。

## 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

### (1) 検査地点

水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓(蛇口の水)で行います。その他原水で検査を行います。

### (2) 検査項目

検査項目は水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目とします。

### (3) 検査頻度

#### 1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

#### 2) 水質基準項目の検査(51項目)

水質基準項目の検査は別表のとおり行います。

##### ① 1ヶ月に1回の検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等(TOC)、PH値、味、臭気

色度、濁度の9項目については1ヶ月に1回の検査を行います。

② 概ね3ヶ月に1回の検査項目（別添表）

(ア) シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド、蒸発残留物の13項目については3ヶ月に1回の検査を行います。

(イ) 上記以外の項目と臭気物質を除く28項目については過去の検出状況から判断すると、水道法に基づき検査頻度を減少できる項目であるので、水源及び原水の状況を考慮して、減少して検査を行います。

③ 臭気物質の検査

臭気物質については、水源でかび臭が発生するおそれのある期間に1ヶ月に1回以上の検査を行います。

[ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール]

3) 原水の全項目

8月に消毒副生物を除いた39項目の水質検査を行います。

5. 水質検査方法（自己・委託の区分）

- (1) 毎日の検査については、自社で実施します。
- (2) 水道法に規定する、水質基準項目検査については、登録水質検査機関に委託で行います。

財団法人 静岡県生活科学検査センター  
静岡市葵区北安東四丁目二十七番二号

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) 浄水過程に異常があったとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、あしたか太陽の丘総務企画課で閲覧できるほか、あしたか太陽の丘ホームページに掲載します。

主な水質検査結果は、あしたか太陽の丘ホームページに掲載します。

8. 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

(1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合は、静岡県東部保健所に連絡をし、水質検査等を行います。

(2) 水源における水質汚染事故発生などに対しては、各関係機関等で組織された情報連絡網を活用して情報交換を行い、迅速に対策を講じます。

9. 水質検査における精度管理及び信頼性保証

10. 緊急連絡先一覧

別紙「緊急水質検査連絡体制」参照